



# 投票は自身の未来のために 熊本県知事選挙

## 投票場所

選挙管理委員会事務局 ☎ 22-3239

投票区	地区又は行政区名	投票所名
1	町区、北区、東2区、西1区、西3区、塩塚	阿蘇市役所
2	古神区、西2区、東1区、東3区	一の宮体育館
3	分区	農業構造改善センター（分区公民館）
4	坂梨地区	坂梨公民館
5	古城地区	古城公民館
6	中通地区（荻の草、舞谷を除く）	中通公民館
7	荻の草、舞谷	荻の草公民館
8	内牧1区、3区、4区、5区、小里、茗ヶ原	阿蘇公民館
9	南宮原、湯浦、西湯浦、西小園	阿蘇ふれあいプラザ北外輪
10	深葉	旧内牧小学校深葉分校
11	内牧2区、成川、折戸、宇土、浜川	阿蘇市内牧支所
12	狩尾地区	狩尾2区公民館
13	永草、枳、赤水、車帰、跡ヶ瀬、的石	赤水公民館
14	下西黒川、乙姫、黒川千丁	乙姫公民館
15	東黒川、坊中、南黒川、元黒川、北黒川、上西黒川	水土里ネット阿蘇（消防署の南側）
16	西町、竹原、蔵原	竹原公民館
17	道尻、下役犬原、上役犬原	コミュニティセンター
18	山田地区（茗ヶ原を除く）	山田体育館（旧山田小体育館）
19	檜木野、赤仁田、山崎、仁田水、中江、滝水	阿蘇市波野支所
20	小園、小地野、笹倉	なみの高原やすらぎ交流館
21	立塚、横堀、遊雀、中道	農村婦人の家
22	坂の上、大道	高齢者コミュニティセンター福寿荘

### 診療科目

内科

整形外科

リウマチ科

胃腸科

循環器科

リハビリテーション科

### 受付時間

午前 7:30~12:00 午後 13:00~17:45 土曜 7:30~11:00

### 診療時間

午前 9:00~13:00 午後 14:00~18:00 土曜 9:00~12:00

医療法人 社団大徳会

大阿蘇病院

阿蘇市一の宮町宮地5833

TEL: 22-2111

FAX: 22-2114

広告

# 投票日 3月 22日 日

投票時間 午前7時～午後6時(荻の草、舞谷、深葉地区は午後4時まで)

選挙当日に投票所へ行けない人は、期日前投票・不在者投票の制度をご利用ください。

## 期日前投票

期日前投票をするためには、宣誓書の提出が必要です。

### ●期日前投票所・投票期間

- ▷市役所本庁 3月 6日(金)～21日(土)
- ▷内牧・波野支所 3月 14日(土)～21日(土)

### ●期日前投票時間

午前8時30分～午後8時

## 不在者投票

3月6日(金)～22日(日)に阿蘇市外に滞在する人や、病院に入院しているなどの理由により投票に行くことができない場合は、不在者投票をご利用ください。

不在者投票には、所定の手続きが必要です。不在者投票を希望される時は、お早めにお尋ねください。

### ●他の市区町村(滞在地)で行う不在者投票

阿蘇市の選挙人名簿に登録されている人が、投票日まで他の市区町村に滞在する場合は、滞在地の市区町村選挙管理委員会ですべての不在者投票ができます。  
※郵便等でのやり取りが必要ですので早めに申し出てください。

### ●指定病院等で行う不在者投票

不在者投票ができる施設として、熊本県から指定を受けた施設(病院や老人ホーム等)に入院(入所)中の人は、その施設で不在者投票ができます。指定施設での不在者投票については、その施設に申し出てください。

### ●郵便等による不在者投票

身体障害者手帳、戦傷病者手帳をお持ちで一定の要件に該当する人や、介護保険被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」で郵便投票証明書の交付を受けている人は自宅で投票ができます。  
※郵便投票証明書の交付には、阿蘇市選挙管理委員会への事前の申請が必要です。

### ●その他

期日前投票期間中に18歳になる人は、誕生日の前々日まで不在者投票ができます。誕生日の前日からは、期日前投票ができます。

借金、離婚、相続、遺言、交通事故、刑事・・・など、ひとりで悩まずお気軽にご相談下さい

受付時間：平日9時～17時15分 TEL：0967-22-5223 \*完全予約制です。

音声でのご連絡が難しい方のみ、FAX0967-22-5224で相談予約受付。お名前、FAX番号を必ずご記入ください。  
日程調整につきFAXで返信いたします。なお、相談にはご来所の必要があり、FAXでの相談はできません。

・当事務所での相談が初めての方は、30分まで無料  
・初回30分超または2回目以降は30分3500円  
※経済的に余裕がない方は、法テラスの無料法律相談制度をご利用になれることがあります。お問合せ下さい。

阿蘇ひまわり基金法律事務所

阿蘇地域に根ざした法律事務所です。

弁護士 森 あい



〒869-2612 阿蘇市一の宮町宮地2005-8-203 (阿蘇市商工会一の宮支所となり)

＼18歳まで医療費無料！／

# 4月診療分から 子ども医療費助成制度 が始まります

閩福祉課子育て支援係 ☎22-3167

子育て支援策の拡充を図るため、これまでの乳幼児医療費助成制度を拡充した「子ども医療費助成制度」が4月1日から始まります。現行の児童医療費助成制度は廃止されます。

## PONT ポイント

- 0歳～18歳までの自己負担額が無料。
- 阿蘇市内の医療機関・調剤薬局の外来で保険診療分医療費の窓口負担が不要。  
(受給者証・健康保険証の提示が必要)
- 入院費用や阿蘇市外の医療機関・調剤薬局の保険診療分医療費は、後日、市に申請書と領収書を提出することで助成。

年齢区分	令和2年3月末までの負担額		令和2年4月からの負担額	
	外来	入院	外来	入院
小学校就学前まで	自己負担なし		自己負担なし	
小学1年生～中学3年生	1,000円/月まで	2,000円/月まで		
中学卒業後～18歳まで	助成なし			

※小学校就学前とは6歳になって最初の3月31日まで、中学校卒業後とは15歳になって最初の4月1日から、18歳とは18歳になって最初の3月31日まで。

### ●受給者証

▽現行の乳幼児医療費助成制度と児童医療費助成制度の対象者（平成16年4月2日生以降の人）には3月中に受給者証を送付します。（新たな申請不要）

※右記該当者で3月末までに受給者証が届かない人は福祉課までご連絡ください。

▽平成14年4月2日生～平成16年4月1日生の人は1月15日付で送付した申請書等を記入し受給者証の交付申請をしてください。

### ●窓口負担した場合

償還払いで返還されます

### 【窓口負担が必要な場合】

- ・入院
- ・阿蘇市外の医療機関・調剤薬局での診療
- ・受給者証の未提示
- ・整骨院、鍼灸院等（保険適用分）の受診
- ・治療用装具（保険適用分）作成（領収書、医療機関発行の作成指示書、療養費支給額の分かる書類が必要）

### 【償還払い手続きの方法】

子ども医療費助成申請書に必要事項を記入し、領収書を添付して申請してください。（申請書は福祉課・各支所窓口へ設置。3月下旬から市ホームページでダウンロード可）

※新制度で助成申請方法を改善しました。子ども一人につき、全ての領収書をまとめて1枚の申請書で申請いただけます。

### 【償還払いの請求期間】

診療月の翌月から1年間

### 【償還払いの支払日】

医療費を申請した月の翌月25日

（土日祝日の場合は前平日）

### ●申請書提出先

福祉課、各支所市民係

※現行の乳幼児医療費助成制度・児童医療費助成制度での令和2年3月までの診療分は、診療月の翌月から1年間申請できます。

## 住民異動届の手続きは余裕をもって

☎市民課 戸籍係 ☎ 22-3135

**年** 度の変わる時期は、転出・転入など住民異動手続きをする人が多く、窓口が大変混みます。関係する部署での手続きにも時間を要しますので、余裕を持ってお越しください。

※県知事選挙・期日前投票期間（3月6日(金)～3月22日(日)）に県外に転出する人は、転出届を出した時点で選挙権がなくなりますのでご注意ください。

### 主な届出期間

#### ●転入届

阿蘇市に住み始めてから14日以内に市民課窓口または各支所に届け出てください。

阿蘇市外の市町村に転入する場合も届出期間は同じです。



#### ●転出届

転出をする前にあらかじめ阿蘇市で転出届を出してください。届出をすると転出証明書をお渡しします。転入する市町村に住み始めてから14日以内に転出証明書を添えて手続きをしてください。

※急に引越しが決まり、届出する時間がない場合には、転出後14日以内に阿蘇市に届出してください。

### 住民異動や住民票写し等の請求には本人確認書類が必要です

**窓** 口で住民票の写しや戸籍の証明書等を請求する際や住民異動手続きの際には「本人確認書類」の提示が必要です。忘れないように持参してください。

#### ●本人確認書類

運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなど顔写真付きの公的証明書(顔写真がない場合は健康保険証、介護保険証、年金手帳、年金証書などのうち2点が必要)

## 各種証明書はコンビニで取得できます

### 取得にはマイナンバーカードが必要です

4桁の暗証番号を要入力

マルチコピー機で  
操作も簡単!



#### ●取得できる証明書

住民票の写し・住民票記載事項証明書・印鑑登録証明書・所得証明書・課税台帳記載事項証明書・戸籍証明書・戸籍附票の写しなど

#### ●利用時間

毎日 午前6時30分～午後11時(12/29～1/3は除く)  
※戸籍関係の証明書の写しは土日祝日を除く午前8時30分～午後5時15分

☎市民課 戸籍係 ☎ 22-3135

市役所と内牧支所の自動交付機は利用を終了しています。